

県議会各位

神奈川県知的障害福祉協会
神奈川県身体障害施設協会
特定非営利活動法人
神奈川セルフセンター

要望事項

障がい者が地域で生き生きと暮らすためには、議会及び行政が中心となりながら、我々障害者団体と一緒に、神奈川県における障がい者（児）支援を推進することが重要です。「福祉先進県」と言われている神奈川県においては、独自性ときめ細かな施策が継続されることを強く望み、次の事項について特段のご配慮をいただきたい要望いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対策について(新規)

世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が解除された現在も、首都圏を中心に新規の感染者が報告されており、未だ終息の兆しは見えておりません。福祉施設・事業所は、障がい者（児）、ご家族の生活を守るために感染予防に徹して、サービス提供を継続してきました。神奈川県内の障がい施設・事業所では、今のところ大きなクラスターは発生することなく、何とか凌いでいる状況です。しかし、利用者が重度化、高齢化した障害者支援施設で、ひとたび感染者が発生すれば集団感染につながり重症化は免れません。さらに周辺の福祉施設や地域住民への感染に関する影響は避けられません。3月末に千葉県の障害者支援施設内で発生した集団感染は大きな教訓でした。この先の第2波を危惧しています。

神奈川県としては、国庫補助事業を活用した「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」「新型コロナウイルス感染確認施設代替要員確保等事業」「短期入所協力施設(陰性対応)」「ケア付き宿泊療養施設(陽性反応)」を事業化し、積極的な連携を呼びかけていることは望ましいことと思っております。それを受けた県内の多数の社会福祉法人が応援職員の登録に協力しているところです。

つきましては、これらの事業が現実に発動される状況になった場合及び想定内の準備として、以下のとおり要望いたします。

- ① 応援職員、代替職員については具体的、迅速な調整機能、マッチング対応を望むと共に、感染施設へ派遣する応援職員の安全確保と十分な金銭補償をお願いします。
- ② 集団感染が発生した際に対応できるように福祉施設への衛生用品、医療用品の優先的支給をお願いします。
- ③ 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所できるよう、医療体制の整備をお願いします。また必ず感染施設への専門医療スタッフの派遣をお願いします。
- ④ 本来であれば、福祉施設関係者全員に対してPCR検査を希望するところですが、濃厚接触者、感染の疑いと診断された者、国の示した症状を呈した者に対してPCR検査の迅速な対応をお願いします。

- ⑤ 利用者の介護者であるご家族が PCR 検査で陽性と判明した場合、濃厚接触者である利用者も PCR 検査の結果が出るまでは入院できるよう対応していただきたいと思います。休日・夜間であっても対応ができるような仕組みを作ってくださるようお願いします。

以上、国庫補助のみならず神奈川県としても上乗せする十分な財源の確保をお願いします。

2. 障害福祉人材の確保について(継続・一部新規)

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向で、勤続年数も短い傾向にあり、福祉人材不足は、緊急の課題です。まずは処遇改善を図り賃金向上を目指す必要があります。対人援助という高い倫理観、人権意識、専門性が求められる仕事として働き甲斐につながる業務であり、施設現場は日夜奮闘して利用者の生活を守っています。その一方で津久井やまゆり園事件の影響やその他の虐待事件の過度な報道により、福祉施設の仕事のイメージは決して良いものではありません。

つきましては、障害福祉人材の確保について以下のとおり要望いたします。

- ① 「福祉・介護職員処遇改善加算」並びに「特定処遇改善加算」の更なる増額、仕組みの簡素化、事務員・運転手・調理員等職種の拡大を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いします。また、加算という不安定な上乗せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策としてのコロナ慰労金は、対人援助が原則である福祉現場の3密を避けられない状況の中で、感染予防に留意しながら対応している負担に対して支給されるものと認識しています。今後もこの対応は続けなければならないものです。よって、この慰労金が一過性の補助金で終わらず、福祉職員の処遇改善につながる恒久的な財源として維持されること、基本報酬に組み込まれることを望みます。
- ③ 人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センターと連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向け、神奈川県独自の具体的な求人施策の実現を要望します(例として採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある神奈川県での働き方等)。また、障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であり、生活支援、就労支援、相談支援、余暇支援と幅広く、新しい人材が個性を活かして活躍できる場がたくさんあります。この魅力を発信していく取組みを共にお願いしたいと思います。
- ④ 外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いしたいと思います。また、外国人人材の受け入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。

3. 「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」(以下、支援推進検討部会)について(新規)

津久井やまゆり園事件の裁判前、令和元年 12/5 知事は、指定管理を受託している「社会福祉法人かながわ共同会」(以下、共同会)の施設長兼理事の私的不祥事を契機として、共同会の指定管理期間を短縮し、建替え後の新施設は運営法人を公募すると発言されました。それを受け津久井やまゆり園の利用者、ご家族に動搖が走りました。令和 2 年 1/8 津久井やまゆり園事件の公判が始まりましたが、被告がなぜ、あのような痛ましい事件を起こしたのかの解明はされず、刑事责任能力の有無、程度に焦点が絞られ 3/16 極刑が宣告され、弁護団の控訴を被告自身が取り下げ 3/31 刑が確定しました。

裁判の中で、裁判長が「本体施設での勤務経験を基礎…」と言及したこと根拠に、支援の実態を解明する動きとなりました。そのために第三者による検証委員会が設置されました。検証委員会は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、津久井やまゆり園の現場において職員のヒアリングもなく、記録、資料のみの検証で、中間報告として「強い虐待の疑いがある…」という内容で 5/18 県へ中間報告書を提出し、厚生常任委員会において議論されました。中間報告書の中の虐待の疑いは、強度行動障害のある方たちの身体拘束の 3 原則の在り方、記録の不備等によるものが中心でした。よって、多様な意見が反映されるような新しい部会を設置することになり、第三者検証委員 3 名に加えて、障がい当事者、ご家族、学識経験者、福祉事業に精通する者の枠 10 名で構成される「支援推進検討部会」が設置されました。障害者支援施設における未来志向の支援のあり方を検討することになっておりますが、中間報告書の結果を受けて、複数の福祉団体からの要望、陳情が上がり、津久井やまゆり園事件と支援実態との因果関係の解明を求める声が上がっている経緯があります。知事は「中間報告で検証作業が終わりとは全く考えていない。今後、対象を県立障害者施設に広げ、検証を進めていく」と述べたそうです。

つきましては、この「支援推進検討部会」について以下のとおり要望いたします。

- ① 神奈川県の障がい福祉は、利用者と共に 1994 年に作成した「あおぞらプラン」を基本に、ご本人中心、ご本人主体の人権、権利擁護の取組みを進めてきています。知事が改めて言う「利用者目線の支援」は、まさしく「あおぞらプラン」で既に理念として示され、実践されてきていることはご理解願いたいと思います。
- ② 神奈川県の障がい福祉は、コロニーをつくらず、地域分散型で入所施設を整備してきた経緯があります。国のグループホーム制度に先駆けて県単独補助事業として昭和 53 年に通勤ホーム制度が始まり、地域作業所、デイサービス事業、ともしびショップ、福祉的協力事業所などが制度化されました。かつての運営費補助金は施設の運営を支えた財源であり、福祉先進県と言われた所以でした。入所施設、グループホーム、在宅者支援としての短期入所、居宅介護、移動支援など多様な福祉サービスは、階層的横断的に補い合い、生きづらさを抱えた当事者が、必要な時期に、必要な支援を選べることが大事であり、いのちを守る福祉のネットワークであります。そのような意味で「支援推進検討部会」では、多様なサービスのひとつである入所施設の機能、役割を再確認していただきたいと思います。入所施設は 24 時間 365 日稼働し、地域生活の拠点としてのセーフティネットです。そして神奈川県内の入所施設は県立、指定管理、民間と役割分担をして連携しています。県立の役割は、人員面、設備面等の条件により民間では受け入れが困難なケースに対応する最後の砦です。このような神奈川県の福祉サービスがさらに有機的に連携し、加齢児等を含めて入所調整できるようなシステム構築の検討をお願いします。
- ③ 障害者支援施設は、真に必要な者に限り利用するとありますので、当然、利用者は障害支援区分が高い高齢化、重度化の傾向になります。特に強度行動障害の方の支援については、固執行動、物への拘り、自傷、他害行為等のため、健康安全部から身体拘束の必要性が生じる場合があります。3 原則のクリア、ご家族の同意、必要に応じて医師の意見書をもらう手続きを経ることになります。身体拘束は必要最小限に抑えることはもっともなことであり、個別支援計画をもって目標を定めて支援しています。時には医療との連携がなければ対応できない場合もあります。職員は日夜、体を張って支援しています。ここには身体拘束ゼロという正論だけでは済まされない施設現場の現実があります。「支援推進検討部会」では、この状況を現場視察、ヒアリング等で理解してもらいたいと思います。そして、身体拘束を必要最小限に抑えるためには人員体制、設備、日課等がどうあるべきかについて検討していただきたいと思います。もし必要最小限の身体拘束さえ

否定されれば強度行動障害の方の受け入れを、その時の状況によっては躊躇する入所施設が出てくる可能性があります。そうなれば一番困るのは当事者ご本人とご家族になります。当事者及びその周囲の方たちが安全・安心に過ごせる生活環境について検討をお願いします。

- ④ このたびの「支援推進検討部会」に、複数の福祉団体から津久井やまゆり園事件と支援実態との因果関係の解明を求める声が上がっているということですが、裁判で明らかに出来なかつた困難な問題を「支援推進検討部会」で検証できるものでしょうか。本来は、司法の範疇であります。植松死刑囚が答弁した施設の支援実態は、あくまで植松死刑囚の目から見て解釈した偏った思想による表現です。「福祉のこころ」が育たなかつた彼の目に、利用者ご本人の生きる喜びは見えたでしょうか。他の職員の真摯な支援の本質を理解出来たでしょうか。推測が推測を呼ぶ因果関係はかえって混乱を生み危険です。よって「支援推進検討部会」がいたずらな憶測に終始する空論にならないように、本来の目的である未来志向の在り方を議論する部会となることを望みます。

4. 障害者地域生活サポート事業について(継続)

平成 18 年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて 14 年が経過しています。事業メニューの実施率としては約 23% と低い状況です。

つきましては、障害者地域生活サポート事業について以下のとおり要望いたします。

- ① この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また、広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。
- ② 平成 31 年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがあります。しかし、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。
- ③ 障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。障害者地域生活サポート事業と合わせてこの事業の市町村格差是正と、さらなる充実をお願いします。また、グループホームの家賃補助が全県に行きわたるよう市町村への働きかけをお願いいたします。

5. 就労支援について(新規)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就労継続支援 B 型事業所等の実施する生産活動は、受注や販路等が減少し、従前の工賃支払いが難しい状況にあります。また、そこで働く障がいのある人についても、国の実施する雇用調整助成金の対象とはならないため、生活水準の維持が難しい状況にあります。

つきましては、一定の期間について工賃保障にかかる補助制度を創設していただけるよう要望します。例として「海老名市」並びに「さいたま市」では、福祉サービスの支給決定を受けた通所利用者の工賃について、対象期間内で減額した分の 8 割程度を補助する制度を創設しています。(詳しくは資料をご参照ください)

以上